

平成 28 年 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 87 号

平成 28 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 8 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 28 年 9 月 5 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 28 年第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 28 年 9 月 7 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 合 田 正 夫	4 番 三 好 郁 雄
5 番 白 川 正 樹	6 番 関 洋 三
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

14 番 川 原 茂 行	1 番 竹 林 昌 秀
--------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 昨日の一般質問の答弁について訂正をお願いしたと思います。

昨日、三好郁雄議員さんの1番目の御質問の中で、まんのう町防災訓練を実施してはどうかということでございましたが、この中で答弁をさせていただきました中で、ヘリコプターのけが人及び病人の搬送については、毎年2回程度、実際の訓練を実施しておりますよというような御答弁をさせていただきました。この毎年2回程度というのは、仲多度南部消防組合と香川県の防災航空隊が合同で訓練を行っておるものに限ってのことでございます。これ以外にも、木櫛池等では香川県防災航空隊が単独で、平成27年度につきましては年間29回、これにつきましては、救助、散水、物輸の訓練ということでございますが、救助は人命救助の訓練です。散水とは山林火災等における散水の訓練でございます。物輸訓練というのは、消防ポンプなどを搬送する訓練ということでございまして、こういう訓練を頻繁に実施させていただいております。

それと、これ以外にも、香川県の警察のほうでヘリコプター等の訓練を年数回行っておるそうございまして、これにつきましては町としては把握しておりませんでして、大変申しわけございません。追加ということでお願いいたします。よろしく申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、川原茂行君、1番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

3番、合田正夫君、1番目の質問を許可いたします。

○合田正夫議員 おはようございます。私はきょうは1番ということで、イノシシ対策と、二つ目は農地改革、農地問題の質問をさせていただきます。

まず初めに、イノシシ対策の、おかげでいろんな補助金とか何やかやがつくようになったことは嬉しいんですが、最後のあと一步のところで解体処理の問題でできてないので、その方面で質問させていただきます。

このきり長野県で初めて2トントラックの大型を改造して、解体処理をできる車をトヨタ自動車と組んでしたというのが農業新聞にも載って、1日、3頭から5頭が解体できると。あっちはイノシシだけでなく、鹿もおり何でもおる。そういうがあるので、香川県もそういうことをせんだら、やっぱりまんのう町の問題であるので、まんのう町でもそういう車ができたら、今も施設や何やかやの問題であいとるところがないとかするいうので、近所の苦情が出るとかで、こういう車があれば、山まで行って、冷蔵庫から、するもんから、全部中で処理できて、それを今度、持ってもろたら入れとったらいいで、その処理できるトラックができとる。それを真剣にちょっと考えていただきたいので、まんのう町の考え方を町長に聞きたいのが一つ目。

二つ目は、ことしから年がら年中補助金が出るようになったんで、イノシシだけでなしに、有害鳥獣のイノシシ、ハクビシン、アライグマ、猿、それは処分しよるわな。それをことしから3月15日が来たら、全部頭数がわかるので、3月の末か4月入ってでもかまんきん、生き物を有害駆除で殺しよるんやな。やっぱり駆除を町のほうもそれを奨励し、県もしよる、国も奨励しよるんやきん、やっぱり殺した後の供養もしてやるのがええんじゃないかというのがみんなの意見であるので、それができるかできんか、この二つのことを、まず、町長、答弁お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員の御質問にお答えいたします。

1番目の質問は、イノシシ対策についてでございます。

イノシシによる農林業被害は、本町だけでなく全国的に大きな問題であり、その対策には苦慮しているところでございます。

ところで、この対策により捕獲した鳥獣は、ほとんどが廃棄処理されておりますが、近年、食肉としての利用が話題となっております。

このような中、7月の下旬ごろから野生鳥獣の移動解体処理車両が実証実験を開始したという記事が新聞各社によって報道されました。これは、NPO法人日本ジビエ振興協議会と自動車製造最大手トヨタとが共同開発した試作特装車で、2トントラックをベースに殺菌水生成装置、冷蔵庫、汚水タンク等を内蔵し、捕獲獣をレールにつり下げて処理後に移動でき、鹿ならば最大5頭が処理できるというものでございます。

この試作車は、この8月から長野県で実証実験を始めたばかりで、本年、来年と全国各地で実験を続けていくようでございます。

現状は、今も申しましたとおり実証実験の段階であり、今すぐに販売ということにはならないかと思われます。

また、一部新聞では車両購入に国の補助があるようにも報道されておりましたが、香川県農業経営課を通じて中国四国農政局に問い合わせましたが、現時点ではこれを対象とする補助事業はないようでございます。

ただ、早い時期に補助事業のメニューに盛り込まれるのではないかという観測も流れております。

ところで、中讃広域でこの車両を導入してはどうかということでございますが、本車両の価格は1,500万円から1,800万円になると見込まれており、また、保管施設なども必要になります。1自治体での所有運営は厳しいと考えられますことから、中讃広域で導入して、関係市町が効率的に使用することは大変に有効であると思われます。

これに関しては、中讃広域の管理者会研修の際、この車両のことが話題に上がり、私からも中讃広域で導入できないでしょうかと提案したところ、早速、中讃広域で研究・検討してみましようということになったところでございます。

次に、3月末に車両の供用を開始してはどうかという御意見でございますが、現時点では販売時期も決まっておらず、利用できる補助事業もまだありませんので、それらの状況変化について注視してまいる必要があろうかと思います。

今後は中讃広域を中心として、関係市町とも積極的に研究、協議してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2番目の質問でございますが、鳥獣につきましての駆除ということでございますが、有害鳥獣対策の協議会のほうでいろいろ検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、合田正夫君。

○合田正夫議員 まず1番目の答弁で、前向きにいくかもわからんというので、実はけさも長野の辺で大きなイノシシが一つ入っとるんで、やっぱりそういう車ができりゃ、夏でも冬でもいけるし、みんなに迷惑もかからんで、そういうのはやっぱり中讃広域で取り組んで、みんながよくなるようにしていくのがあれと思うんで、なるべく早うそういうような考えをしてもらいたいと思います。町長、頑張ってください、期待しとるんで。できなんだら、今度、また言わせてもらうんで。

それと二つ目の、検討するいうんでは答弁になっとらんので、まんのう町もそういう対策をして、行政のそういうのはとってやってくれいうて、やっぱりみんな好きこのんでしよるんじゃないんやきん、今から検討するでは遅いんです。人間やって死んだらほったらかしにせえへんやろ。動物やって、何ぼ悪いことするいうたって、命あるもんやきに、それは絶対に簡単に何頭とれたら、何頭分のそれをおじゅっさんの一人でも呼んで、供養し

だけでええんやきん、そのぐらいのことをするわというてほしいきん、その返答だけお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、有害鳥獣対策協議会の中でどういう方向で進めていくかということを検討したいと思います。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 これ以上、今のところ言うたっていかなので、一つ目の質問は終わるけど、なるべくそれも早いうちに検討して、結論が出るようにお願いして、一つ目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○合田正夫議員 それでは二つ目の質問、農地改革というか農地の利用法、今の農地だけで、農地もできん。また、まんのう町で住宅を建てたら150万円補助金出しますとか、何とかかんとか言うたって、農振除外ができなったら家も建たん状況や。それでこちら辺でも四、五軒、ほんまやったら家が建つとらないかんのが、通らんいうのはおかしいんで、県に通らんとか国に通らんとかいうんでなしに、まんのう町の問題やきに、そこの田んぼを持つとる人も困る。また、住宅として暗黙のサインでも、皆、買ういうたって、農振除外できなったらで、やっぱりみんなが困って、最後は今度、相続とかなんとかいろいろ問題が起こってくるので、そういうのはまんのう町の町長やきに、県もあるけど、そういうのでどこでもかしこでもあったり、そこで住みたいとかいうてくる人がおって、ここに建てようかといったら、農振除外が通らんいうて、このきりも、道を挟んで都市計画地域であって、片っ方は都市開発地域の中の農振地域で、道も通つとり、反対側だったら家が何ぼでも建つとる。宮前でも家建つとるで。今から何年前かまでは、どこでも家が建ちよったけど、そういうところの建つとるところやったら、よそのもんも来て建てる。そういうところの農振除外ができんのはおかしいんで、これは改革していく必要があると思うんで、住宅を建てたいとか、今度、田んぼができなったら、ほかのもんにも利用しようかいうもんもおったときに、宅地変更ができなったら何ちゃできんと。それでは困るもんばかりであって、またそこを農振除外したって、みんながみんな、家を建てるもんでなしに、何人かはするようなあれで、できるところはしてあげるようにせなったら、やっぱり困ると思うわ。車庫建てる、納屋建てるいうたって、あそこは農振除外ができんとか、住宅地、すぐ行ったら、ここもできん。できひんいうたっておかしい。そこの横に家が建つとるんやきに、その横で何で建たんのやろかといって、そこらのことをやっぱりまんのう町で真剣に取り組んでもらわなったら困る。田んぼが必要なんはわかっとる。ほんでもその農地がそういう必要なときには除外できるような、その対策で、どういうふうに町の方針をしとるか、それをちょっと町長に答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員の御質問にお答えいたします。

2 番目の御質問は、農地改革でございます。

農業振興地域制度は、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ることを目的として、農業振興地域の整備に関する法律により設けられた制度でございます。

農業は国民生活に欠くことのできない食料、その他農産物供給の機能に加えて、国土や環境の保全、余暇活動の場の提供など、多面的で重要な機能を有しており、その中で農用地は一旦改廃すると、その復元は極めて困難であることから、食料の安定供給や農業の持続的発展のためには、農用地を集团的かつ良好な状態で確保、保全し、有効利用を図っていくことが重要でございます。

制度の内容といたしましては、基本的に農振農用地は農業以外の目的には利用できないことになっており、やむを得ず農業以外の用途に使用する場合は、農振農用地からの除外が認められなければなりません。

近年は食料自給率確保の面から厳格な法律運用が求められて、農振除外に関する判断基準が厳しくなっており、香川県においても、農用地区域からの除外を申し出ても、利用目的や土地の位置など条件によって除外できない場合も数多くございます。

議員さんの御意見は、農振農用地以外の区域を広げてはどうかということでございますが、確かに農振農用地であれば、例外を除いて農地転用ができません。このため、転用したい所有者の立場からはデメリットと呼べるかもしれませんが、農振農用地であることのメリットも考慮しなければなりません。

例えば、農振地域内であるからこそ、農地集積補助金や経営転換協力金を初め、多くの農業関係補助金が受けられます。国県費補助土地改良事業も実施できるわけであります。そして、もし農振地域から外れたとすれば、これらのメリットが受けられなくなることに、担い手が耕作しなくなった場合には、農地が遊休化するかもしれません。

現在の農業振興整備計画は、まんのう町のあるべき農業の姿を県と協議して平成24年3月に策定したものでございます。この中で定められた農用地区域内農地は農業振興されるべき農地とされており、ただ、現計画が今後の土地利用について最適であるかどうか総合的に判断する必要があると考えられますので、早い時期に有識者等による土地利用計画審議会（仮称）を設置して、土地利用について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 3 番、合田正夫君、再質問。

○合田正夫議員 それは農地法があって、法律で決まってるんはわかっとる。わかっとるけど、農振地域内を全部を除外せえとは言いやらへんの。家建てるんやったら、すべきことや。全部が全部するんでなしに、やっぱりそうせなんだら、住宅地にも家建てるいうたって建たんのやない。そこがおかしい。やっぱりそれは人間が決めた法律やきん、そ

のときそのときで変えていく必要があると思うんやけど、町長の考えはどない思っとるかちょっと聞かせてもらいたい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの御意見のとおり、私もある程度の地域には区域を決めて住宅地が必要でなかろうかなというふうには思っております。ただ、農振除外をしても、それが全て宅地になるという保証はございません。ということで、あくまでも町から県の農業委員会のほうへ書類を出して、それが通らなければどうしようもないということが、町長の私の判断でやりますといっても、これはできないことでありますので、粘り強く、今後、見直しもかけて、土地利用計画審議会で見直しをかけていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、合田正夫君。

○合田正夫議員 できるところを、やっぱりその時代時代で合った、そのときに変えていくことが、それも24年にはみんなが家建て回ってできんようにしたんやろ。ほんなら今度も田んぼをその利用法とかなんかでできんようになったもん、それするいうたときにはできんのやったら、そういう時期が来たときには変えていかな、町民はみんな困るで。全部が全部、農地を宅地にするんやないんやきん、利用したり、それはやっぱりできるようにするには、何ぼ法律があっても、それは変えていくのは、町長が何ぼ言ったってできひんいうたって、やっぱり先頭に立って県へ言って、これはおかしいんでないかと。我々が考えたっておかしいんやき、何で今までそういうことができてきて、今、できひんいうて、そういうのを我々にわかるように説明してくれなんだら、法律でいかんいうのはわかっとる。それを時によったら変えていくのも、人間が決めたもんやきに変わらんことはない。やっぱり言いよらな、一つも変わらんき。やっぱり言ってちょっとずつでも変わっていくから、それができなんだら、まんのう町やって来てくれるもんもおらんし、家も建たんし、それは出したって、その横に家が建ってって、何でその隣の田んぼは農振除外いうて、そんなおかしいあれはないきん。それもそういうのがあるきん、それはおかしいわ。道路は横についとるし、家は建つとるし、その建つとる家は、横に建ってても、それでも農振除外で通らん。そんな理屈の通らんこと言うたって、一般のものには理解できんきん、これはとことん県へ行行って言うてもらわな、町のもんはわからんのや、田舎のもんではなかったら。

全部が全部、農地を、何でもわかっとる、みんな。わかっとったって、そういうのができるときがあるし、また利用法で何かに変えることもできるとか、そういうのはほんまに真剣に取り組んでもらわなんだら困るんで、町長、信念がないわ、ちょっと。もう一遍、町長、答弁してください。町長自体、本心をどないに思ってるか、全部が全部、せえ言いよるんと違うんやきん、できんような理由をやっぱり町長、県へ行行って聞いてくるとか、そういう答弁してもらわなんだら、我々は質問する値打ちがないんや。ほいじゃきん、何とかしてくれる言うたら、言うのをもうやめて終わるけど、やっぱり誰かが言っていかな

んだら、変わるもんも変わらんのやきん、人間がつくったもんやきん、法律は。またその時期が来たら変わるんやきん、それをそういう問題が出てきたときには、真剣に取り組んでもらわなんだら、我々も言うのがあほらしいなるんや。やっぱりそれを言って、できることができたなら、また喜んでくれるもんもおるし、町も発展する。それをせなんだら、両方をせなんだら、絶対まんのう町の発展ないで、これから。

やっぱりすることはしていくようにするのが行政のあれや思うきん、もう一遍ちょっと本腰入れて取り組むいうことを答弁してください。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田正夫議員さんの再質問にお答えいたします。

確かに、先ほど申しましたように、今の現行の法律ではなかなか難しいところがありまして、一つ一つのケースで、隣に家があるのに、何で横で建たんのやというような場合がありますが、それもその条項の中に照らし合わせて、このところの条項には合致しませんとかいうような答えが返ってくるわけでありましたが、今のまんのう町の状況を見ておりますと、どうしてもやはり宅地が必要であろうと思いますので、これからも粘り強く県のほうへも働きかけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、合田正夫君。

○合田正夫議員 町長も前向きにしていくなので、やっぱり町もあれやろ。住宅を建てたら、補助金出します。補助金出しますいうたって、農地が家建てるだけのもんが変わらんいうんでは、そんなもんやっぱりそれは変えてあげなんだら、何十軒もいうんでない、そういう出てきたところだけやきん、それも道があって、それはみんな不安に思うで、町民は。あそこはできとるのに、何でうちできん。隣ができとるのに、その隣ができんのはおかしいやないかと。それはやっぱり真剣に、また今度の機会に質問させてもらいます。それまでには結果を聞きたいんで、よろしく願いします。これだけ言ったら、きょうのところ、質問を終わらせてもらいますので、真剣にまんのう町の発展のために取り組んでほしいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、合田正夫君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私は、これを見ますと農業振興についてということでございますが、いろいろデータを見ますと、最近の状態が、議会の中で農業に対する一般質問が毎年ふえておる、こんな気がいたします。それだけ社会情勢が変わっておるのかなと。まんのう町の農業がいかに深刻かと、こういうことを反映したのが実態としてこういう質問の多さに出てきておるんじゃないかなと、私はそういう考えで受けとめております。

そこで、基本的にはまんのう町、約2,000ヘクタールほど水田がございます。その中で、使用賃借と賃借と両方にいろいろ農地を貸す場合に分かれます。最近はやっぱ使

用賃借、要するに年貢が要らない。うちはもうよう農地は管理しませんと、こういうことで管理をしてくださいということで、賃金のやりとりなしに、特に最近、機構のほうが入ってきまして熱心にやっていただいております関係上、無償での農地を守るところへ軸足がかかってまいりました。しかし、過去に、数十年前からそういう農地を借っておられる方、こういう本腰で農業をやっておられる方が、いわゆる年貢というものを、農業委員会が、ある程度、基本的な金額は設定しておりますが、そういう形で金額を払っておる。しかし、これがより農業を専門的にやろうとする方、特にこれからの新規就農者あたりに非常に荷がかかってまいります。

今、農業委員会、決めておりますけど、これは双方、貸し手、借り手で話すわけがあります。両方が納得すりゃ、それでいいわけですから、ここらのバランス、今、使用賃借が434ヘクタールあります。これはごく最近ふえてます。賃借でいったやつが243。ですからどんどん年貢なしに農地を管理してくださいと、そういう方向に、今、まんのう町の農業体系が向いておるんです。

しかし、ここで一つ問題があるのは、今まで借っておるこちらのAさんは年貢払っとる。今、借りるBさんは無償で管理だけすると。近所同士でどうも要領が悪いところが出てくるんです。これは人間関係として要領が悪いところが出る。そこをちょっと真剣に見直していかなければ、農地の貸し手、借り手もなかなか何となく気まずい壁があるわけです。これをどう今後変えていったら、気持ちよくまんのう町の農地を守れるのかと。これが大きな問題なんです。

これは町長さんにお聞きせないかんですが、そういうものも一点ございますが、僕もこの間、ヒマワリ協力隊員が1名、まんのう町では2名ですが、ヒマワリには1名入ります。そこで、今まで二十五、六年、帆山地区を中心にやってこられた。景観プラス実益を兼ねていろいろ模索しながらやってきたわけでありましたが、最終的に28年度からはヒマワリをまんのう町の特産品として育成していこうと、つくっていこうと、こういう立場をとられております。

ちなみに、帆山だけではないけども、帆山中心にやってこられたときでも、景観を主体に来町される方が約1万人ぐらいおったそうです。これをずんずんふやしていくんであれば、これも需要と供給のバランスですから、ここらが隊員等の意見もいろいろ勉強させていただかないかんのだろうと思いますけども、何ぼでも面積をふやしていいもんでもないかもわからない。しかし需要がどんどんいければ、生産を何ぼもふやしていかないかん。要はここらのバランスです。

今後の課題点は、今から出発ですから、非常に多くございます。今のデータで見る限り、ヒマワリがオリーブに次いで2番目に出発したような格好で、県の推奨品はオリーブなんです。オリーブ、魚から始まっているいろいろございますが、オリーブが先出発した。ヒマワリが後から出発したものですから、現実にはここも検討の難しさがあるわけです。しかし、かといって、2番目だから、1番目の2番というわけにはいかない。できるだけ1番を追

いつき追い越さないけない。そういう考えを持たなければいけないだろうと。

一つ、ヒマワリ特区を研究し、勉強する必要があるんじゃないかなと。といいますのは、今、地方創生で、やっぱり田舎が元気に、地方が元気にならなければ、日本は衰退しますよというのは、これは国会議員から始まって、皆、わかっておる。しかし打つ手がない、決め手がない。地方創生で金はどんどん出せるけども、全国の自治体がいろいろ模索しておる。まんのう町がヒマワリでいくのであれば、今、わかっておる範囲で言いますと、北海道が生産が一番多い。しかし、北海道に勝もんがあるんです。といいますのは、一年中ヒマワリが作付しておる自治体はどこもないんです。ここなんです。北海道はいろいろ量はようけあるけど、これは一時期、大体夏のもんです。一年中ヒマワリがあるぞというまんのう町にすれば、これはちょっと別の角度で、地方創生の中でヒマワリ特区というようなものを考え直してみれば、相当な来町者があると思います。

ここらは、ちょっと特区というのは非常に難しいところがあるんです。さっきの合田議員の話じゃないけど、農地を変える場合に難しい問題があるんです。特定したら、またそれなりの問題点が後に残る場合がある。これは十分検討せないかんと思いますけども、私が言いたいのは、そういう形のもので、今、全国でどこにもない、一年中ずっと作付しとるところはどこもない。これは間違いない。だから、そういう形をとれるのであれば、これは相当国のほうも目が向いてくる。間違いないと思う。財政的にまんのう町は金が40億円ある。それを使えというんじゃない。国からくれる。例えば、今、飼料米です。食用米が全国で大体750万トン弱、数十年前までは八百七、八十万トンできてましたが、人口が減る、一人当たりの量が減る、したがって、今、730万トンかそこらがあれば十分いける、ある程度の在庫を含めて。香川県はちなみに7万トン、1%です。食用米は1%。食用米が価格が暴落するから、減反せよというのが数十年前の話。しかし、減反するのが農業でない、私が言いたいのは。減反するところにかわるもの、食用米にかわるもの、要するに農業ですから、皆さんが収益を上げていただければいいわけです。夢とロマンのある農業立町にすればいいわけです。むげに食用米だけにこだわる必要もないと私は思っております。

ちなみに、飼料米が最近ふえてます。食用米を減らすために飼料米。これ、面積、全国ではちょっと把握しかねておりますが、飼料米の単価が10アール、10万5,000円が国の補助金なんです。これは飼料米ですから、米ですから、畜産に食わすいうても、豚かいうあたりぐらいです。飼料米は米ですから。牛にそれをやると、ちょっとぐあいが悪いところがある。だから、これは鶏か豚かで10万5,000円。しかし、収量はある程度とらないかん。まんのう町の場合であれば、二百五、六十キロ以上とらなんだら、10万5,000円は出ませんよと。いわゆる捨てづくりというやつではいけない。ただ植えてあるだけではいけない。管理をして、それだけの収量をとってくださいよと。

もう一つ、牛の場合、これはWCS、発酵飼料です。ラップでこういうぐあいにロールにして巻くやつ。これは8万円なんです。8万円はいただけるけども、これはわらですか

ら、牛に食わすのはそういう制度がある。

私が言いたいのは、飼料米のWCSが8万円出るんだから、ヒマワリ特区の、特区と言っていいかどうかはわからん。ある意味の特区、今までの特区というのとは別に、ここは研究するところだと思います。それをなぜやるかと。8万円もしかしただけの方法があるかもわからん。私はあると思います、やり方次第で。まんのう町の金使わんでええんです。国からいただいたらいい。ヒマワリを一年中作付して、しかし、それ、量が追いつけへんかと。ここなんです。今は食品とか加工品、クリームとか少々あります。しかし、多く生産農家がふえて量が出ますと、販売先など一朝一夕にいくもんでもない。一つ、ここでヒマワリの花が咲く、景観は終わったと。油を食油する前に、もともと全部使って、牛に食用として食べさせる。肉質が変わる。乳牛の調味が変わる。これは試験データが北海道は出てるんです。出るんだけど、北海道と香川県の場合は条件が違うんです、気候風土が違いますから。だから、ここで試験するんであったら、それなりに分析費用も要ります。牛に食べさせる、肉質の分析も要ります。乳牛の検査も要ります。そういう検査をやっていけば、ヒマワリの量が、牛が今度、わらのかわりに食べるわけですから、相当要るんです。ここらへ目をつけていくのが、一つ、これは分析せなわかりませんが、その研究をする意義はあると私は思っておるんですが、そういう農業体系、今、これだけ耕作放棄地がふえてます。今、考えてみると、賃借地、使用貸借にして2,000ヘクタールのうち677ヘクタールですか、それだけが食用米として、または食用米だけでなく、野菜も含めて認定農業者とかいろんな方が、自分のところの労力で考えてみて借っておるわけです。しかし、これだけ耕作放棄地ができておるのも事実なんです。そのままに置いて、草が生えとる。それを有効に使うのには、そういう手段もあるんじゃないかなと考えておりますが、町長、農業の再生、今までのまんのう町の農業と変わった行き方、これが地方を元気にする。よその町を言っても仕方がございせんから、まんのう町の農地がこれだけあるのを有効に使う。そして農家の方ばかりじゃないんです。農家の方が純益上げていただければ、来町者がふえてくれば、それだけやっぱりお土産も買っていただける。いろんなところで還元していただける。空き缶ばかりがまんのう町へ来て、放るばかりではないと。空き缶がふえるということは、来町者がふえるということですから、そこらの農業の転換発想を、町長、これからのまんのう町の農業をどう思いになるのか、まずここから伺います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

通告書に基づいて、まず答弁をさせていただきます。

農業振興、そしてヒマワリ協力隊と町職員の任務についてでございます。

近年、まんのう町における農業は、高齢化と農業従事者数の減少が進んでおり、農業経営の持続可能性が危ぶまれております。

これに対して、農業を将来にわたり持続していくためには、新規就農者や認定農業者、

そして地域農業を支える担い手として、集落営農組織をさらに育成することが重要であると考えております。

このため、町は将来性のある安定した農業を目指し、国・県の補助事業のほか、ヒマワリ作付補助を初め、町独自の補助事業を実施し、また、各種支援策を実施してこれに努めておるところでございます。

さて、川原議員御質問のヒマワリに関する地域おこし協力隊と町職員の任務についてでございますが、ヒマワリ栽培は農業振興策としてだけでなく、関連産業の振興を推進し、職を生み出し定住促進につなげることとして、平成２７年度に地方版総合戦略を策定して、平成３１年度をめどにまんのう町ものづくりプロジェクト事業を創設したところでございます。

このことから、本年度は特にヒマワリの作付拡大を推奨しており、特に景観作物としての観光資源によって入込客の増大による経済効果を得るとともに、高品質のひまわりオイルを活用した商品開発等に積極的に取り組みを行うため、先月の８月１６日に地域おこし協力隊として２名の方に委嘱状を交付したところでございます。

今後は、「まんのうひまわり」のブランド力醸成や、好評を得ている「ひまわり牛肉」の生産などに必要な機材等導入のための各種補助事業への参加のほか、目的達成のために新たな商品開発や企画立案をともに練り上げて、ヒマワリを初めとする町産物全体のＰＲに取り組んでいきたいと考えております。

今、私たちの周りは都市部への人口流出、少子高齢化、商業、農林業や伝統文化の後継者不足など、多くの問題を抱えております。特に中山間地域におきましては、人口減少、高齢化率の上昇、生産年齢人口の落ち込みが顕著であり、過疎化対策が喫緊の課題でございます。これらの諸問題を解決すべく、まちづくりのキャッチフレーズ「元気まんまんまんのう町」の実現と発展のためには、住民と行政のさらなる連携が不可欠となっております。議員各位におかれましても、地域おこし協力隊に対して長い目での御支援と賜りたいと思います。

それでは、地域おこし協力隊２名の御紹介をいたします。

一人は福本翔さんで、東京から来てくれました。彼には琴南地区の農業振興を中心として活動していただきます。農業関係では、そばを中心としてその他の農作物の作付の検討や商品開発のほか、さまざまな分野で地域活性化の推進を期待いたしております。

もう一人は富山博喜さんで、東京都から来てくれましたが、もともとの出身は東かがわ市だそうです。彼には主としてヒマワリ関係事業の振興について活動していただくこととなっております。

これまで、ヒマワリの作付や各種事業については、まんのう町及びまんのうひまわり振興協議会が事務や支援を行っておりますが、今後は富山さんも加わり、ヒマワリの作付、栽培の状況確認や指導等を実施し、各種事業の実施における協議、調整や商品の開発、ＰＲなどに当たっていただき、近い将来には法人化を視野に入れた取り組みに期待している

ところでございますので、よろしくお願いいたします。

川原議員さんの質問がございました土地の貸し借りでございますが、使用賃貸と賃貸があるということでございます。それぞれの格差をどうするのかということでございますが、きょう、提言をいただきましたので、今後、十分に調査研究をしていきたいと、このように思っております。

また、ヒマワリを一年中つくれるようなものを考えてみてはどうかというような提案もいただきました。これも調査をし、それが実現可能かどうかということも、地域協力隊の方も一緒になって検討していきたいと、このように思っておりますし、そのヒマワリを飼料として使って、いろんな牛に食べさすとかして、その品質がよくなる。今回のひまわり牛におきましては、いろいろな搾りかす等を飼料に与えて、その結果を分析してまいりました。これにつきましても貴重な提言をいただきましたので、十分検討してまいりたいと思います。前向きに検討してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 私の通告が協力隊員と町職員の任務の違いをということで出しております。じゃあそこからいきますが、通常、よそから入ってきてくれたら、相当な温度差が町職員との間にあると思います。またなかったらおかしいんです。違う視点を持って話をされる、これは当然なんです。これが町職員と同じだったら、来てくれる意味がないわけですから、そこらを、人間、昔からよく言う、朱に交われば赤くなるで、一緒になってしまったら困る。やっぱり協力隊員は隊員としての別の視点で見る、それを十分まんのう町の職員、また我々も理解してあげながら育てていかないかん。でないと、職員やら考えが全く同じやなというんでは意味がないわけですから、そこらは町長さん、十分理解して、そういうつもりでおっていただきたいと思います。

ここで、一つ答えからいきます。一年中ヒマワリをつくる、これは即答えが出るか出んかはわかりません。考え方です。一年中ヒマワリをやっておるのは日本列島にまだないんです。冒頭に戻すと、オリーブが先出発したけども、オリーブは小豆島が名前は売れてますが、あちこち日本列島でつくっておられるけども、大半が外国から入ってきてとる。ヒマワリはまだ外国からはあんまり入ってきてないんです。私が一番思いたいのは、一年中ヒマワリがあるのは、香川県まんのう町しかないんだということなんです。ここがポイントなんです。これがふるさと創生の原点でなかろうかと。それをやる場合に、当然、ヒマワリの作付がふえる。ふえたら、それを消費せないかん。だから牛に食べさせる。乳牛か肉牛かの違いであって、これはまた肉質を分析せないけません。乳牛自体を分析せないかん。

今、ヒマワリがいいというのはわかっとなんす。わかっとなんすけども、現実にはそれを食べさせて、軸ごといくんですよ、葉っぱから、花から、実から。稲は花だけしかコンバインで刈っておりません。しかし、あれは若いときに元から刈ってもチップにしましう。それを粗飼料のかわりに、牛に食わすんだから、相当な量が要る、こうなってくると、それがもしよければ。そこの検査費用は町が持たなければ、これはなかなか県は出してく

れないだろうと。そういうこれからのまんのうの農業に対するその点、何もかもは私は言いません。ヒマワリに対してそうしてもらふところへの費用は出さないといけないと、町長、お思いですか。どうですか。

もう一点は、今度、農地の賃借料です。これは私もさっきも言いましたが、気まずい思いが、借り手、貸し手のほう、両方がするわけです。ここは農地がええのに無償で管理してくれといてやと。こっちは農地が悪いのに、昔からそういう流れで来とるから、幾ばくかの年貢を出す。これは人間関係がおかしくなるんです、貸し手、借り手、双方が。だからここの調整をどうやるのかということに対して、町長さんのお考えをお聞かせいただきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、ヒマワリを飼料としてつくり、それを牛等に食べさせて、その結果、どういう結果が出るかという調査、研究をしなければいけないわけではありますが、やはりいろんな製品を開発するのには、その研究費は必要であると思いますので、それは町のほうで十分見ていきたいと思います。

ただ、まずヒマワリもいろいろな種類がありますので、どういうヒマワリを作付すれば牛が食べれるか、一番どういうふうに分成分がよく出るか、また、一年中ヒマワリをつくるにしても、いろんな品種があると思いますので、そういったことから研究をしていきたいなど、このように思います。

それと、土地の貸借につきましては、昔は年貢をいただいて土地を貸すというのが当然でございました。しかしながら、最近は無償で管理をしていただいておりますという、持ち主からの気持ちはそういったことで、今、大きく世の中が変わってきております。

その内容を見てみますと、今は使用貸借のほうが倍ぐらいあると。これがどんどんふえていっておるということでございますので、私としては、今の時代の流れでありますので、今まで年貢を払っておった人も、今の時代に合わせていただきたいなど、このように思っております。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 やっぱり町長さん、理解が早いと思って、私、感心しております。こういうお考えを持ってくれば、とにかく町長さんの考えでまんのう町は変わる、これは間違いないんです。職員さん、それぞれ課が違ふきに、役割分担で持つとるけども、まずトップがこうだと言ったら、それはそっちへ向いていやおうなしにいかなしうがない。ですから研究費用とかそういうものを見ていただいて、そうでないとなかなか牛に食べさせてくださいよといっても、牛1頭、殺したら保険があるかもわからんけども、なかなか踏ん切りがつかない。畜産農家も説得さす。ぜひ町長さんがそこまで腹をくくっていただければ、説得しやすい。これは私わかりました。

もう一点目は賃借、これは管理機構がどこまでの任務、責任があるのか知りませんが、

管理機構、農業委員さん、どんなんでしょう。これは私も勉強不足なんです、これは今の時代がこうだからというは、どこまで言えるのかな。町長さん、お答えになれなかったら課長でもいい。町長さん、どうですか、管理機構、農業委員会。私は直接話するのはなかなか人間関係として、近所同士で、今まで年貢払いよったん、今回、更新するときにはもうやめるんか、もう今の時代、もらう時期ではないわなと口では言うけども、内心は当然いただいたほうがいいのはわかっておるんで、なかなか切り出しにくい。この切り出しにくいのをどう指導していけるのか、現実的にどんなんですか。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

農地の貸し借りについて、賃借の場合、借り手のほうから貸し手のほうに、これまではお金を払って耕作させていただいた、今回からはちょっとゼロにしてもらいたいんだ、なかなか言いにくい部分はあろうかと思います。農業委員を通しての使用貸借をされている場合もございますし、最近は機構を通じて貸し借りを行っている場合もございます。

まず、機構のほうの話からさせていただきますと、機構のほうの職員の方は、町のほうでおります。貸し借りするときには、貸し手と借り手の両方の御意見をお聞きすると。借り手にやはり重きを置かなければならないという機構の立場もございますので、借り手の御意見を先にお聞きして、使用貸借でなければ、貸し借り、ちょっと今後経営も苦しいということでございましたら、その意向について、借りがえの場合も含まして、貸し手のほうにお話しするようになっております。貸し手のほうからなぜなんだというようなことも言われると思います。現況では、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、賃貸借から使用貸借のほうに移行しております。この状況を説明しておるということでございます。こういうことで、賃貸借というのはなかなか難しくなってきていると、農業経営上、苦しいんだというようなことをお話ししていただいて、そういうふうに持っていただいているのが多いですよというふうに伺っております。

また、農業委員会を通します場合にも同様のことが言えると思います。農業委員さん、最近はなかなか賃貸借では借りてくれないんだと。農地を守るために、ひとつそういうことも御理解いただきたいということでお話をし、貸し借りに臨まれていると思います。

ただ、いずれにいたしましても、強制できるものではございません。そういうふうなお話を十分させていただいて、契約のほうに臨んでいるという状況であると聞いております。以上でお答えになっておりますでしょうか。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 実は、町長さんか課長さん、これだけおいでる。担当は農林課けども、まんのう町の住民です。もっと現実を把握していただきたい。国土なんです、農地は。所有権はありますけども、もとをただせば国土なんです。国土を誰が守るんやということに落ちつくんですよ、ここは。だから国の補助金が出る、いろんな問題で。農業になぜ多く補助金が出るんだと。国土を守るんです。洪水調整、気候変動、いろんな多種多

様の国土を守るのは農地なんです。だから、国がほかへは出んけども、農業関係には補助金が出るという基本がわかってなかったら、これは難しいんです。私が聞きたいのは、基本がわかっとなら、荒廃地をなしにするというのが原則にならないかん。そうでしょ。課長に言ってもいかんかな。町長ですね。私の疑問はそこなんです。ですから、耕作放棄地が、今、実際は農業をやろうとする方も、本腰入れてやりよる方が大分おいでます。しかしこれはじわじわ歳がいつてきよる。新規就農者もきのうの話で7名、だから一気になかなか管理しにくい。ある程度の年配の方も農地を守っていただかないかん。しかし、それはある意味で国土を守りよるんです。そこの大前提、根幹になるところを忘れないでいくのであれば、管理機構は国の出先ですから、当然、今の時代にはこれは向きませんよと。国土を守ってもらうのに少々、今まではこういうことがあったけども、時代の流れだから、これはこうお願いしますと。ある程度、拘束力はないかもわかりませんが、それぐらいの思い切った、間違ったら私は退職しますというぐらいの責任を持った話ができますか。町長さん、どんなです。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

農地の貸し借りの問題でございますが、そこに賃貸が発生するかどうかということでございますが、それにつきましては、先ほど課長もお答えいたしましたように、新しくマッチングしたとき、話がつくときには双方の意見を聞く、まず借り手のほうの意見を尊重するというような話でもございました。しかしながら、あくまでも個人と個人の問題でございますので、それを農業委員がこうしろとか、機構のほうでこうしなさいというように、強制的にはなかなかできないとは思いますが、今の日本の農業の状況、また、まんのう町の農業を十分貸し手の方に説明を熱意を持ってさせていただいて、今の現状というものをわかっていただき、今の流れに沿うような方法にさせていただくよう極力努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、とにかく町長さんがそれだけの熱意があれば、私はできると確信を持っていますから、それは大いに期待いたしておきます。

もう一つ、農業振興ですから、通常、現実問題をちょっとと言わせていただきます。その次、質問に入ります。

新規就農者がやる場合、親から相続してでも、作物が違えば新規就農者になります。親が水稻つくったたら、息子が施設園芸、ハウス建ててアスパラやろうと、ヒマワリやろうと、これは新規就農でいける。ただし、それは親のある程度の所有権を持っておる農地があればこそその話です。全くない人がおる。全く農地のない方が、意欲はあって、農業の未来にかけた若人もおるわけです。こうなってくると、150万円が5年間、750万円です、単純に、初めからもらってでも。750万円ですよ、農機具を買うというたら何を買えます。ルームテラーか動噴ぐらいしか買えない、予防する。トラクター買ういう

たら５００万円、コンバイン買ういうたら１，０００万円かかる。そんなん買えるわけがない。だから、そういう方には、今、恐らく新規就農者は国庫補助金もらって、県の補助金でいけると思いますが。でも、癖になってくるところは県ではだめですよ、国庫補助金使ってくださいとなりますけども、通常、新車でなかったら補助対象にならない。新規就農者の１５０万円もらって、何でいける。もうちょっと現実を把握してもらいたい。中古でもいいじゃないですか。それは国がそうしとるけど、県の補助金ですから、県が判断したらいいわけですから、先ほどの農地よりは簡単です。農地は国ですから、今度は、私が言いよる機械は県ですから、県の補助金であれば、中古車に新車の５分の１か１０分の１かもわからん。しかしそういう形をとってあげないと、中古車を対象にしていただけですか、どうですか。これをちょっとお願いも含めて。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

新規就農者にとりまして農業機械、それは相当高額なものでございます。私も川原議員さん思うように、新車でなかったら補助金が出んというのはどうもおかしいかと、このように思います。それは県のほうへも、中古でも補助金が出るような方策を何とか考えていただけるように働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川原茂行議員 では、県がいかなんだら、町が考えてください。それだけ言って終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、１４番、川原茂行君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で１１時まで休憩いたします。

休憩 午前１０時４４分

再開 午前１１時００分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

１２番、三好勝利君、１番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 それでは、通告に従いまして、３点ほどお願いしてあります。非常に簡単なことです。先ほど来みたい、国・県とかの許認可の問題は全くありません。この議場内で、おいでの方が判断していただければできることだけですので。それとあんまり金もかかりません。

まず一点目に、最近、いろいろ香川県も全国版から見ると、貯蓄なんかは全国でトップで、貯蓄県で、我が町も貯蓄がありますけど、交通事故は残念なことに、人口対比から、１０万人あたりからするとワースト云々ということで、非常に残念な結果が出ております。それは道路も狭い、それから歩道がない、信号機の設置が少ないとかいういろんなことが出てますけど、私は単純に考えて、町長と担当課長がよっしゃといや、あすからでもできるんです。いつも言うように、何でもお願いすれば、２８年度で精査して２９年度からと

いう。28年度で精査したら、29年まで元気で生きておられる方はいいですよ。その間に亡くなる方もあるんです。ですから、やっぱりきょう言って、何だったら、あすからでも、来月からでも、やろうと思えばできるし、やらんと思えば、来年でも再来年でもできません。そういう質問ですから、十分聞いて判断してください。

まず一点目は、免許証の自主返納者に対する対応及びアフターケア対策について、今、以上によりよい方策は、担当の課長とか、町長とか、きょう、おいでる議員さん、皆、恐らく同じ考えを持っておられると思いますけど、何かいい方法がないですか。それが一点目です。町長、ひとつよろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

1番目の御質問は、免許証の自主返納者に対する取り扱い及びアフターフォローについてでございます。

現在、高齢化社会が年々加速しております。高齢ドライバーが当事者となる交通事故を防止するため、運転免許証を自主的に返納された65歳以上の方を対象に、特典としてタクシーやバスなどの交通機関、コンビニエンスストアや飲食店、各種小売店や金融機関など、県内で約1,170店ものさまざまな業種の店舗が加盟し、優遇店として割引サービスを展開しており、高齢者の生活支援を行っております。

本町でも自主返納を促進するため、返納特典としてデマンドタクシー無料共通パス券1年間分を支給することで、当面の返納者の移動手段を補完することとしており、現在までに81人の方が本制度を利用されております。

御質問にもありますように、返納者への支援は1年間と限定的で、比較的短期間でありますので、制度利用者から支援期間の延長や無料券の支給対象を返納者の家族まで拡大してもらいたいこと、また、本人確認書類のかわりとなる運転経歴証明書の発行時に必要な交付手数料1,000円を全額町が負担してもらいたい等の要望が上がってきております。

さて、他自治体の優遇措置を見てみますと、近隣では、高松市でJRやことでの乗車券1万円相当と住民基本台帳カード無料交付、丸亀市でコミュニティバス運賃半額、多度津町では共通商品券1万円分を、他県でも路線バスやコミュニティバス利用券の交付や運転経歴証明書取得費用の補助など、行政側の支援サービスの多数が返納者の移動手段を補助するものとなっております。

三好議員の御質問にあります運転免許証自主返納者への優遇策につきましては、高齢者が運転免許証の返納により生じる問題を緩和するために、町が行う他のサービスとのバランスを考慮しつつ、公共交通網の拡充を初め、買い物弱者に対する支援についてもつながっていく問題でありますことから、新年度に向けて免許返納者の免許返納により不利益をこうむる免許を持たない配偶者の取り扱い及びデマンドタクシー共通パス券の助成期間の拡大を検討し、サービスの充実を図りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 一応、一般的な解釈の仕方で町長から答弁いただきました。これにはやはり28年度で精査して29年度と。その間に亡くなったものは、誰がそしたらおわびに行くかと、そういうのを私は言いたいんです。若い子だったら、まだ次々いけます。この前、まんのう中学校もやったけど、早くやれ、突貫工事でもああいうことになりましたけど、最近、ちょっと落ちつきました。やはり今の3年生は、最後に一月でも入れてやってくれという議会の親心もありました。それはまた次の方が入れますけど、高齢者の場合は、それで例えば半年の間に云々あった場合は、取り返しがつかないというのが原点にあります。ですから精査してやるのはわかります。精査しなくてもできます、こういうことは。私が、毎回毎回、提案したこと、余談になりますけど、温泉バスにしてもしかり、28年度に精査して29年度、気持ちはわかりますよ。精査しなくても、来週からでもやろうと思ったらやれる。これは我々議会には権限がないですから、非常に残念なことに、言う権限は持っておっても、それに対応するのは、執行するのはやっぱり執行部が、だから現役の執行者となっておるわけですから、我々は議論をするわけですから。その議論が十分できないようだったらつまらんですけど、やっぱりきのうもある方が言ったように、我々は真剣に一生懸命質問しとるんだから、答弁者は答弁者で、担当課長は担当課長できちっとやっぱり精査して、できない場合は、どういう理由でできないかと。精査するのは、町長さん、失礼ですけど、精査は必要ありません。予算的に何千万円とか何億円とか要るんだったら精査しますけど、やるかやらないか。町長さんが言われたように、例えば御夫婦がおって、高齢者がおって、旦那がどうも危ないから、免許返納した。旦那の場合はバス券をくれる。でも、奥さんは一緒に買い物に行って一心同体である。ほんならおまえ、一人でおれと。例えば御主人さんだけ買い物に行かせたら、ろくなものを買ってこん。何を言ってもわからんと、そういう状態であって、御夫婦の場合は一心同体で行動しておりますから、平均すると、奥さんのほうが若干若いのが通例ですけど、奥さんが元気で免許証を持ってやれる場合はいいですよ。でもやっぱり奥さんが免許証を持ってない場合には、そこでまんのう町に住んでよかった、あれほど県を挙げて事故対策、事故対策とって、外でアドバルーンで風船配ったって、こんな何も効果ないといったら失礼ですけど、幾らやっても同じです、言うのは。やはり道路の交差点の改良をすとか、この間も、結局高齢者の方が気の毒に、御主人さんが運転して、奥さんが犠牲になられたというのは、これからまだまだふえるといったら失礼ですけど、多くなってくるでしょう、高齢者社会ですから。それに先立って、県下でもトップバッターでまんのう町はデマンドタクシーを持ってきたわけですから、担当者が苦勞して。そのデマンドタクシーを前の方がやったから、おれは気に食わんというんでなくして、前の方がやったより以上に、やっぱり改革する。

医療費の問題でもそうでしょうが。長々とやって、やっとできたんですよ、合併して10年目で。非常に皆さん喜んでますよ、本当に子供さんなんかを抱えた人は。今までは立

てかえ払いして、帰って書類書いて、また持って行って、二月後に金が入るそうです。それが即でやっと思をあけていただいて、なりました。それはもうちょっとマスコミに宣伝してもらわないかん。そうなった場合に、患者さんが急激にふえるかと思ったら、全然変わっておりません、調べてください。そういうあれがありますから、前任者は云々だけど、後の方は、前任者がやったことは気に食わんで、おれはやらんという、そういう中でなくして、それだったら課長が変わる必要がないですから、担当者は。次々、変わってくるんだったら、新しいアイデアをやるのが行政の改革じゃないですか。私はそういうふうに考えます。

ですから、免許証の返納者に対して、町長が言われた、香川県で1, 170店舗ですかそれはあります。高松も知ってます。多度津、善通寺もやってます。それと同等以上に我々のエリアは奥が深い。山間部もある。役場までのスパンも距離が長い。そういう弱点もあるわけですから、その辺をやはり町単独で、これは町長の、先ほどの県や国の許可は要りません。町長の判断でできるわけですから、担当のものがどう言おうと、町長がこれをこうやってやれというふうに指示すれば、それでできるわけですから。ですから28年度で精査するという回答をいただきましたけど、聞いておられる方は、わし、28年度、来年の4月まで元気でおれるやろかどうかと、恐らく心配しながら聞いとる人もあると思います。できましたら、即、担当と相談して、担当がうんと言わなかったら、町長の執行権限でやらせてやる。タクシー会社との云々があると思いますけど、デマンドタクシーも見てみますと、毎回毎回、満杯にはなっておりません。ほとんど、2人や3人ぐらいで走っております。ですから、即、対応していただいて、どうあるべきかというのは、毎月、課長会をやっと思とるんですから、課長会を何のためにやるかと。そういうのを利用して、町長さん、やっぱりトップの権限で、即、やれと。担当は、いや、これはいかん、前の人がやっと思って、わしが担当になったら、またこないなことをやったらあれになるというんでなくして、ええことはどんどんどんどん改革せな、担当者、課長が変わる意味がないじゃないですか。

ですから、数年前に、四国で数少ないデマンドタクシー、トップは香川県ではまんのう町、愛媛では四国中央市やったです。私も実際に見てきました。非常にやっぱりあそこも山間地が多いですから、喜んでおります。そういうことで、できましたら、どうしてもできない場合だったら、精査する必要があるけど、精査はできなくとも、やろうと思えばできます。ただそれだけです。ですから、デマンドタクシーも国からの補助金が大分ですとるはずですから、それをもっと利用して、活用して、県にアピールして、交通事故を出さないために、まんのう町は先発隊でやっと思とるから、もう少し何とか協力せえということ、今の知事さんは理解できるでしょう、恐らく。ただ、我々が行って交渉するわけにはいきません、立場が違いますから。町のトップが行って、交渉して、うちにはそういう変わった議員がおるんだと、結構ですから言うてください。やっぱり住民本位で、安心・安全で、痛ましい事故で犠牲者を一人でもなくすというのが、町長、生命と財産を守る最高権者で

すから、その点をよろしくお願いします。再度、やっぱり早急にやれるかどうかいうのを
お願いしておきます。これ、聞きよるわけですから、生きとる間にやってくれといいよる
んです。非常に切実なことですよ、本当に。さっきの農地問題も大事です。ただし、若い
者だったら将来はあるけど、高齢者の場合やったら、即、やってもらわんと、こんなこと
を言ったら失礼ですけど、待ってますから、ぜひとも力強い。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの再質問にお答えいたします。

今、香川県交通死亡事故非常事態になっておるところでございます。ほとんどの方が高
齢者が被害者になり、加害者になっておるといような状況でございます。そのような中
で、まんのう町も２年以上交通事故ゼロが続いておりましたが、つい先般、高齢者の御夫
婦の乗った車で死亡事故が起きております。

そういったことで、高齢者の免許証返納は非常に有効な手段でないかなと、このように
思っておりますので、免許証を返納した場合に不利益をこうむらないように、いろいろ施
策を考えていきたいと思っております。

町というのは大体年度主義でありまして、年度内でいろいろ精査をして、新しい年に新
しいことを予算も立てて、周知もしてやっていくということでございますので、できる限
り早い時期に実現はさせていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします
ます。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 つい最近も本当に気の毒な犠牲者が出ました。私はあそこでおいて、
お供えは持っていきませんが、あその場所でお参りしました。この法案がもう少し早
くできておれば、ひょっとしたら助かつとるかもわからんと、実際に。そうでしょ。だか
ら切羽詰まって言つとるんですよ。ですから高齢者の身になって、我々は、みんな子供も
若いですよ。いずれ行く道です。あないしゃんしゃんしよったけど、もうふらふらして右
か左かわかんようになったなと言われるのは目の前です。ですから、今のうちからそう
いう制度をもっと確立して、金は要るかもわかりませんが、犠牲者をふやすんがいか、
安心・安全の町がいいかというんで、町長の力強い答弁をいただきましたから、早急にぜ
ひとも他町にないような、県から出回って行って、いや、まんのう町すばらしいなと言わ
れるような、一回は数年前ですけど、自分がタッチして、私も一緒に行きました。要所要
所、お寺さんが来て、お供えして、お参りしたでしょうが。あれなんかでも県がびっくり
しとったでしょう。そういうことをやっぱりまんのう町は私は私はやっていただきたいと思
うんです。ですから、ぜひとも早急をお願いして、もう答弁は結構です、先ほどいただき
ましたから。

○田岡秀俊議長 １番目の質問を終わります。

続いて、２番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 ２番目に入ります。はやもう１０分が終わって、３０分はあつとい

う間に終わります。

2 番目は、シルバー人材センターのシルバーの方に対する対応です。

これはシルバー人材センターですので、局長いわく、これはうちで議論することじゃないらしいです。それはわかっとなります。わかって、あえて質問するんです。というのは、理事者の一人である町長は、まんのう町から行つとるシルバーの方は、安心・安全にするやっぱり責務があるわけですから、町長単独で判断できない場合でも、やはり琴平にもおる、善通寺にもおられるわけですから、ちゃんとやってもらわないかん。そのためにシルバー人材センターの理事で座つとるわけですから。

この前も充て職で初めて会合に出席させていただきましたけど、二、三、お尋ねしたら、長いことなるけど、あんた一人じゃ、そんなこと言うのはと。私はばかやきんのと云っております。ばかだから凡人の知恵があるんだと。ですから私がお願いしたいのは、最近、行ってみると、この辺の歴史始まって以来、猛暑が続いたと。東北のほうでは大雨が続いたと。いつもは大雨はおかげでなかったですけど、猛暑が続いて、35 度以上の日があります。あの暑いときに、町長さん、若いもんいうてもシルバーですから、65 歳以上でしょう。その方が草刈りやつとるんですよ。どれぐらい暑いか。それで聞いたら、そないにえなかったら、来んでもええがというふうな言い方を、名前は言いませんけど、やっぱりおるわけです。それはそれでいいでしょう。でもやっぱり家族の方は心配しております。うちのじいさん、旦那は、七十七、八歳、80 歳ぐらいになって元気だけど、この暑い三十何度で、家でクーラーかけとつても暑いようなときに、外で草刈りやつとるんですよ、あの暑いところで。その段取りを考える、クーラーのきいた事務所でおるからわからんのですよ。全部、現場へ行って、走つてごらん、どれぐらい暑いか。やっぱりそこら辺を対応して、例えば三十数度過ぎた場合は時間を短縮するとか、ある会社がやつとる、5 時いうたら早過ぎますけど、6 時か、1 時間か 2 時間、前倒しで、朝、涼しいうちに仕事をして、結局対応するとかいうのは、提案もしたりしましたが、そんなことは考えたことないと。ある会社は、朝の 5 時から仕事して、3 時間早く切り上げております。サービス業ですから、非常に能率は上がるし、お客さんの少ないときに仕事をするから、非常に従業員も喜んでおるし、会社もいいし、お客さんもいいということで喜んでおられます。そういうことを、町長さん、副理事長ですか、善通寺市が理事長で、琴平と両方、琴平はシルバーは少ないと思いますけど、まんのう町は相当おられます。そういう中で、今後、やはり規約はないけど、ある程度、温度が過ぎた場合には対応するというのを、理事者が寄つて相談していただいて、それでもそんなことする必要ないと言われれば、それも仕方ありません。私、また次、会合に充て職で行きますから、そのときにまた言います。ぜひとも、まんのう町の理事者としてどういうふうにか考えるか、それだけ町長さん、ちょっとお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員の御質問にお答えいたします。

仲善広域シルバー人材センターに登録し、会員になった方の就業環境についての御質問でございます。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、高齢社会対策を支える組織として県知事より許可を受けた公益社団法人でございます。

定年退職者や高齢退職者の就業希望に応じるため、臨時的かつ短期的なものや、軽易な業務などの就業の機会を確保し、こうした方々に対して組織的に就業機会を提供することや、現役時代に培った能力を積極的な活用を図れる手助けを行い、高齢者の福祉の増進に資することを目的に活動いたしております。

仲善広域シルバー人材センターは、昭和61年に1市2町で設立され、平成元年に現在のシルバー人材センターとなりました。

役員には、理事長として善通寺市長、副理事長に琴平、まんのうの町長が就任いたしております。

また、理事には各構成団体の議会を代表する方、正会員を代表する方がつかれております。

ところで、議員御指摘のように、ことしは気温が35度を超える猛暑日が続いたこともあり、室外で仕事に従事される方は非常に苦勞されたことと思います。特に、シルバー人材センターの会員の方のように高齢の方は、熱中症への配慮など大変な季節だったと思いますし、シルバー人材センターでは、このように気候が激しいときには、例えば早朝の涼しい時期に業務に従事し、日中の暑いときを避けたり、また、通常より休憩時間を増すなど、柔軟な対応で会員の方の健康維持を図っておるところでございます。

今後、シルバー人材センター会員の方が生涯現役で地域社会に貢献できるよう、まんのう町シルバーの会員の方の声を積極的に届け、問題提起を行っていきたいと考えておりますので、御理解、御支援を賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 さすがまんのう町を預かるトップとして、やっぱり微に入り細をうがつ回答をいただきました。

ただ、私が申し上げたいのは、そういう高温のとき、町長が言ったように、猛暑のときは毎年ないと思うんです。冬の寒いときは、幾らでも仕事すれば温まります。ですから夏の猛暑日には、たとえば出勤した場合に、1時間繰り上げるとか、今、町長が言われたように、そういうときに、言ったら失礼ですけど、例えばジュース代の300円でもつけて、トータルで10日あれば3,000円あると。やっぱり暑いときに頑張ってよかったなというような気持ちを、勝手に来よるんだから、大儀なもんは来んでええがと、そういう言い方じゃなくして、以前はもっともっと対応ができたと思ったと思います。それにこんなに猛暑はなかったです。ですからそのときそのときで判断していただいて、陰で仕事する場合はいいと。だけど炎天下でほとんどやるわけですから、その辺を十分理解していただいて、もう一つは、やっぱり現場の保険をつけていただきたい。現場の保険を聞いたら、そんな

ん自分で勝手に、皆、保険掛けとるでしょうと。保険を掛けてない人はどうするの。補償がないがな。そういう考えじゃなくて、団体の保険があると思います。役場なんかも、全部行政職で、役場の職員が運転しとるのも、全部保険がかかっとるんでしょ。我々は議会はかかってないけど、役場の職員が公用車を運転するの、一括して入っとるはずです。そういうのをシルバーにも利用して、それも考えたことがないというんです。考えたらいんですよ、知恵があるんだから。みんな、役所におるのは、役場や農協のOBばかりです。いろんな仕事を網羅した人がやっとるんですから、現場のそういう苦しい立場をわかってあげて、最近普通の企業が仕事がないから、ざっとおりてきて、シルバーのほうへしわ寄せが来とるのはわかります。でも、最近もうちの支所長に頼んで、ちょっと無理なところをある業者に頼んで、今、やってもらってます。シルバーとか地元のものが、ボランティアではとてもじゃないけどできない場所があるんです。でもやっぱり会社となると、若い者を雇って、現場保険、雇用保険を皆つけてますから、いけますでしょう。機械も持ってますから、今、やってくれてます。近所も非常に喜んでおります。何年も手をつけたことのない作業を、今、やってもらってます。

そういう地域に対する行政の目配りというものは、我々が常に見とるわけですから、だからきのうも言ったように、我々の質問に対して的確に答えてくれというのはそこなんです。みんな、やっぱり忙しいから、事務所の中でおって、一々、現場も出られません。それはわかります。その現場に出られんのを、我々は代弁者で言っとるわけですから、ぜひとも町長さん、これは強力に現場保険も早急に考えていただいて、できんことはありません、いろんな保険会社がありますから。もしあれだったら、私、友達の保険会社を引っ張ってきてさせますから、会社ができん場合は。聞いたらあります。それをぜひとも早急に、これもまた28年度で精査して29年度になるかわからんけど、これは年度内には難しいかもわかりませんが、家族もやっぱりうちのじいさん、うちの主人が行っておっても、安心しておれるような制度を、今の世の中ですからつくってくださいよ、町長さん、ぜひとも。これもやろうと思えばやれるし、やれんと思えばやれんし、理事長が善通寺の市長で、そして副理事長がうちと琴平でしょ。ぜひともお願いします、再度。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの活用といいますか、推進というのは非常に重要であろうと思っております。そういったことで、会員の皆さんの環境をよくするように、これからいろんな面で改善を図っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 先ほどの三好議員さんの保険についての質問についてお答えします。

仕事中のけがにつきましては、これは自分の国保なり後期高齢者医療なりを使ってします。そのときに、例えばこれは保険じゃなくして、見舞金のような性格があるんですが、

入院の場合は1日3,000円、通院の場合は1日2,000円、両方とも免責が1週間ありますが、そういったシルバー保険というのも会員の方、全部入っております。

それと、例えば仕事場へ行って、草刈りをしよって、石を飛ばして、その家の窓を割ったとか、近くにあった車の窓を割ったとか、そういった部分については、シルバーのほうでお支払いするような仕組みもありますので、けがとは直接関係ないんですが、お答えしておきます。以上です。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 福祉保険課の担当になっておるそうですので、今の課長の言いにくい答弁はわかりました。現場でけがしたものは、自分で仕舞せえと。作業中の云々は何とかすると。それでいいですけど、現場で働いて、時間を結局シルバーから派遣されてやって帰るまでは、やはりシルバーの何かの枠内でやるというのが当然で、今までみんな、次々、充て職で行ったが、一つも言わなんだというのがおかしいんです。あんたが初めてだと言われたんです。みんな何を考えとったん、今まで行ったもんは。充て職でずっと歴代行っとするはずです。何でそんなことに気がつかんの、でしょうが。どこの会社も、皆、保険かかっとなる。土建屋でも現場保険を、皆、掛けてます。それを自分で治せと。後期高齢者医療で治せと、それはわかりますよ。そういう惨めな取り扱いじゃなくして、一家の主、一家のじいさん、ばあさんが、一生懸命働きに行っとなるんですから、そこら辺は十分目をあけて、行政でフォローするというのは、町長もさっき、今度、努力しますと。努力じゃなくて、やってもらわないかん。やってくれなんだら、また次の機会がありますから、まだあと1年間は充て職で出るようになってますから、教民として。これで担当課長はああ言ってる。担当課長の判断ではありませんと。町長と琴平の町長、理事長、副理事長で決めることですから、それで結構です。これで2番目を終わります。十分お願いしておきます。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 3番目は、町長じゃなくて教育長の担当ですので、前々から言っております。教育委員会事務局内に幼児課を設定してくれないかというのは再三再四しました。前任の教育長が意味がわからなんだ。学校教育課長も何で要るんですかと。合併したら、あれだけの広範囲に幼稚園、保育所があるんですよ。我々の地区も保育所は1カ所で、もともとは幼稚園が三つありました。幼稚園に送って保育所、保育所へ送って、行ったり来たりするのにどれだけのロスタイムがあるか。これをやっとな最近、ほとんどの方の同意を得てオープンしました、総合保育園が。1カ所で終わるわけですが、送って行って。あんちゃんを送って行って、弟を送って行って、3人おったら、3人とも一発で終わるわけです。今まで行ったり来たりでロスタイムが多かったんです。それも、やっぱり我々が長いこと議席をいただきながら放置しとったというのは大きな責任を感じております。やっとな最近できまして、それも設置場所で相当意見具申したんですけど、通りませんで、中途半

端といったら失礼ですけど、中間どこをやって、前の桜を切るか、倉庫をやるか、後ろをどうするかといって相当もめてますけど、あれを一番本当の奥までやって、後山地域の農地から出入りができるようになったら最高やったけども、後の祭りです。ですから、そういうことを思いまして、現教育長、幼児課をする気があるかないかだけ、まず教えてください。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 三好勝利議員の御質問にお答えしたいと思います。

三好議員の3番目の御質問は、まんのう町教育委員会事務局に幼児課を設置する考えはないかというお尋ねでございます。

私どもが考えてきましたことと軌を一にするものでありまして、御提言をありがたく受けとめております。

三好議員さんも御存じのとおり、まんのう町教育委員会事務局には、事務局組織規則によりまして学校教育課と生涯学習課の2課で編成されており、学校教育課には庶務係、学校教育係、幼児教育係、PFI係の四つの係が置かれております。

また、生涯学習課におきましては、人権教育係、生涯教育係、社会体育係、文化財室の三つの係と一つの室が置かれております。

ところで、議員さん御指摘の幼児教育についてであります、学校教育課の幼児教育係が担当しているわけでありましたが、ここでは入園、退園の手續に始まり、保育料の査定、こども園の管理運営に関する全てのことを担当する職員と、こども園の教育内容全般について教育的な指導や幼児理解の手法や指導方法について担当する指導主事が1名配置されております。

一方、小中学校におきましても、まんのう町教育方針の作成や教職員の管理、指導等、広範囲にわたった教育指導のために、町長部局や議会の御支援を得て、学校現場から主任指導主事の派遣をお願いして指導に当たっているところでございます。

人こそが最大の資源という理念に立ち、まんのう町が目指す教育目標、教育方法、教育環境の充実、発展のためには、さらなる事務局の機能強化が必要であることは言を待たないわけであります。

議員さん御指摘のように、時代に対応した事務局の機能強化が急がれるわけであります。就学前教育や学校経営力の充実、教育委員会の教育的な企画力や教育指導体制の充実によるところが大きいと考えております。

平成の大合併以前の小規模な町教育委員会におきましては、教育内容にかかわる指導体制は、人的にも運営的にもそのノウハウを持ち合わせているところは少なかったわけでございます。

一方、まんのう町教育委員会の事務局部門につきましては、課長を中心に施策の立案や予算執行、管理、指導体制が確立され、安定して成果が上がっており、行政のプロとしての自負を持っているわけであります。

これに対して、教育的な施策の立案や学校の教育的な指導、管理体制は数年前までは立ちおけてきた傾向にありました。学校現場の教職員への指導を初め、教育内容の指導は県教育委員会の教育事務所に任されることがほとんどでありました。県下に10の教育事務所がありまして、きめ細かな教育指導と人事管理が行われてきたわけでありましたが、現在、教育事務所は県下2カ所に統合されており、一教育事務所が100以上の学校を受け持って管理、指導している状況にあります。

また、就学前教育に至っては、その大部分を市町の教育的な指導力に任されているわけであり、一般的には少ない人材で懸命に努力しておりまして、その指導に困難をきわめていると言っても過言ではありません。市町の教育的な指導力の差が、市町間の教育格差を生むことになってきたわけでありまして。

まんのう町におきましては、町長部局の配慮や議会の御支援もあり、予算的にも教育的な施策が進んでいる現状にあり、大変喜ばしいことであると認識をいたしております。

しかし、ここで手を緩めることなく、次代を見据えて他の市町に先駆けた教育施策を打ち、成果をさらに飛躍させ、確実なものにしたいと考えております。

そこで、議員さん御指摘の幼児教育について次のように考えておるわけでありまして、御理解をいただけたらありがたいと存じます。

今、教育委員会事務局で実施しております幼児教育や小中学校の教育内容と教育指導にかかわる部分を集中させて、教育指導的なものを設置してはどうかと考えております。こども園に関する教育内容の全ての部分、小中学校の教育内容にかかわる部分を一つの室へ移行して、ここで一括して担当すれば、三好議員さん御指摘の幼児課についても、その目的を十分果たすのではないかと思慮しておるわけでございます。

この6月に子育て支援が日本を救うという専門書が京都大学の柴田准教授により刊行されましたが、その中に次のように書いておられます。

これからの日本を救うのは、保育サービスを中心とした子育て支援であるということだ。たとえ少子化によって子供が減っていくとしても、子供たち、親たちのニーズを満たす質、量ともに十分な子育て支援こそが日本を救うのであると書いておられます。

まんのう町教育委員会におきまして、今後、さらなる幼児教育に力を注いでまいりたいと思っております。

以上、三好勝利議員さんの3番目の御質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 もう残りはずか8分になりましたけど、教育長からる長々と説明いただきましたけど、わかったところもあるし、わからんところもあるし、結局、私が言うのは、やっぱり乳幼児に対する配慮です。けさもいろんなことをテレビでやっておりまして、あるところの。双子の子供さんがおって、片方は左の保育所、片方は右の保育所、そういうふうな不備な政策もやっとなんて、理屈げに言っても。ですから、アドバランを上げるんと、やっとなんて全然違います。それと臨時職員の子供さんを預かる大事

な現場に対する取り扱いは、いま一つ、不備でないかなと思っておる。というのであれば、町のほうへ言えば、すぐ金がないと。金がなければ、今、これ、管理職ですから、組合関係ないですから、全部1割カットしたら十分出ます。議員も含めて1割カット、町長も含めて、教育長も含めて1割カット。平職員をやると、また自治法や何やいうてやっぱりうるさいですから、組合が。管理職は大丈夫ですから、もしやるんやったら、町長の決裁で1割カットしたらできます、恐らく。やっぱりそういう子供さん、人間を扱う、さっきもシルバー人材センター、人間を扱う場所です。今度、私が言う乳幼児なんかも、大切なお子さんを預かる場所ですから、国の宝、町の宝、さっきも言われたように、農地を預かるのは国の発展に寄与する。教育長も言われた、乳幼児に対しては国のある意味根幹にかかわるというのは十分理解できたと思います。時々保育所、幼稚園を担当者が見回って、この前もたまたま用事があって、仲南支所の総合保育園へ行きました。朝7時に車が着いとるんですよ。それは保護者じゃなくして、先生の車が着いとるんです。夕方行ってみたら、7時半、8時ぐらいまで仕事が残って、大変ですよ、現場は本当に。また、全部、小さい子供さんを扱うんですよ。

ただ、保育所ができたおかげで、じいさん、ばあさんも、聞いたら、恐らく孫かひ孫ぐらいの年代の方と、我々、話すんですけど、非常にじいちゃん、ばあちゃん、保育所がさらになって、ブランコがさらになって、喜んで帰ってくる。非常にうれしいと聞いております。

そういう中で、結局、教育長が言われたように、事務局サイドが、県のほうが100何ぼの学校を相手にする。それはわかります。ただ、以前よりか、100あった学校が3割は絶対に減とるわけです。減っても、出張所、県のほうは、新聞なんかの異動を見ると、全紙に載るぐらいの職員がおるわけですから、その辺をやっぱり何とかして、我々は県へ行って話すことはできませんから、教育長は話す機会がありますから、その部分で何とか配分を回していただいて、よりよい現場の最先端の教育ができるように。

それから、学校教育課長、立派です。社会教育は大体一般的なものですけど、学校教育は学校専門です。でも、やっぱり学校は専門職は出ておりません。建設から教育委員会へ行ったり、税務課から教育委員会へ行ったり、学校の先生は校長先生を初め採用されてから全部専門で、学校以外へは行かんわけですから。中学校へはたまに行きますけど、幼稚園の先生も行かんし、高等学校の先生でも行かんでしょう。大体小学校やったら小学校の分で、あちこちこうやって網羅して、全部わかとるわけですから、それで二十二、三から行って、60までやったら、約40年ぐらい現場で同じところでおるわけですから、それは精通してます。

ただ、保育所の場合は、小さい子供さんを扱うでしょ。ですから、前にも職務上、毎年、各幼稚園、保育所、回ってましたけど、あるところではクーラーがないから網戸にする。網戸にしても十分でないから、うちわで小さいおしめした子供さんをあおいでる。大変ですよ、現場は。やっぱり現場を、教育長さん、見てください、もっと。私が言いたいのは、

私は現場を見て、実際に父兄の方と、先生と話したから言っとるんですよ。全然見ずには言っていないですよ。全部回ってきてますから。毎年、回ってきたんですから。ああいうところは網戸はできんと。何でやいうたら、金が高くてできん。金が高いといって、網戸やったら何ぼするんやと。結局、先生いわく、田んぼの中にあるから、ひょっとして蜂でも入ってきて刺されたら、大ごとになるというんで、早急に網戸にして解決したという経緯がありますから、現場を知らずにやっぱり言えません。現場を私は全部網羅して見てきます。ですからその辺を、教育長、再度、やっぱり現場を時々、だから結局、担当課長がおっても、小中学校、これだけでも回り切れんほど数があるわけですから、そこへ保育所、幼稚園、全部回れといったって、それは無理なんです。ですから、やっぱりそういう専門家を、机の上でおって、一人か二人、配置して云々じゃなくして、現場をせめて月に1回、2回ぐらい回って、何かあれはないかというのを私はやっていただきたいから、あえて質問しとるわけなんです。現場を知らずに言っとるのと違いますよ。私は現場にたくさん行っとるんですよ、恐らく。そういう観点から、ぜひとも金がないとか言わんで、金がなかったら知恵を出したらいい。金がないいうんやったら、子供でも言えます。金がなかったら、何とかやりくりしてやるのがやっぱり知恵です。

ただ、本町の場合は、きのうも質問にあったけど、金がないということは絶対に言ってくれるなど。できない場合は、どういう理由でできないという理由をきちっと言ってくれと。ただ頭から金がないからできないということは、今後、十分聞いていただいて、残り少ないですけど、再度、教育長さん、本当にそういうあれで、事務所でって、幼稚園の先生が来て対応できますわ、それは。やっぱり琴南から来る、高篠から来る、奥のほうから来るといったら相当時間が要りますから、やはり現場を適当に配置して回って、何か不備がないかと。子供さんに対するあれはないか、先生に対するあれはないかというのを私は聞いていただきたいから言うわけなんです。別にええ格好をして幼児課をつくれというのと違いますよ。再度、教育長さん、最後に来られた教育長ですから。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 三好議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

私どもも現場はしっかりと見守っております。年間に一つのこども園、小中学校につきましても、数回、私自身もお邪魔をして、校内での現職教育のあり方とか、悩みとか、そういうものはお聞きいたしております。

しかし、まだまだ不十分であろうと思います。御指摘いただいたようなことを反省をして、さらに現場と密着をした教育委員会にしていきたい。それは、先ほど申し上げましたように、教育委員会の中にこども園、小中学校を教育的に指導をする学校指導課のような、教育指導課のようなものを、これは町長部局と十分相談して設置をしていきたい、そういうふうに思っておるわけでございます。御理解いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 わずか２分になりましたけど、それは教育長さんの言われることは十分ごもっともだと思います。ただ、聞いてください。現場の先生に言わすと、あんたらは議員さんやから、町長や教育長にそうやって言えるけど、現場の園長や普通の立場では、そんなこと言えんというんです。そんなことあるかと。だからあえて私は代弁者で、議員は代弁者ですから。それを聞かないということは、町民の意見を聞かないということと同じですから、こうやってしゃべっとるのは、何をばかみたいなのを言うんやというんやったら、町民をばか者扱いしとるのと同じですから、子供さんをばか者扱いしとるんと一緒にですから、責任は重いんですよ。私もやっぱり責任を持って発言してますから、その点は今後とも、予算の件も、金は要るだろうと思いますけど、何とかやりくりをつけて、現場の待遇改善と、子供さんに対するケアをより以上をお願いして質問を終わりますから、教育長さん、これは議事録に残るわけですから、私は言った以上は責任がありますから、ぜひともお願いしておきます。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 真意はよくわかりましたので、誠心誠意努力してまいりたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 県下で恐らく超ベテランの教育長だと思いますので、ぜひとも乳幼児の子供さんの声と現場の先生の声を十分に酌んでいただいて、さすがまんのう町やなというような乳幼児教育をお願いして終わります。

これで終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、１２番、三好勝利君の発言は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、９月２３日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前１１時５２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 9 月 7 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員